

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	児童青少年課 施策統括課長名 新妻 理成
関連課	健康課、子育て支援課、児童青少年課
関連する個別計画等	東久留米市子ども・子育て支援事業計画、東久留米市母子保健計画
予定計画事業	子ども・子育て支援事業計画の推進、待機児童解消に向けた保育サービスの拡充、市立保育園の民間化に向けた取り組み、さいわい保育園の民営化、しんかわ保育園の民間化、児童館の整備、相談機能・児童虐待への対応
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 ・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
11-01 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。 ・子ども・子育て支援新制度で創設された小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努める。 ・子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努める。 ・学童保育所の施設・整備、機能の充実を努める。
11-02 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を充実する。 ・地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康を維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援する。 ・母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。
11-03 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。 ・各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させる。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
11-04 家庭・地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 ・児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 ・子ども家庭支援センターは、(1)調整機関として総合相談やサービスの提供、(2)地域の組織化、(3)要支援家庭の支援、(4)在宅サービスの基盤整備、(5)虐待対応などの専門性の強化などに取り組む。 ・地域子育て支援センターは、地域における住民の子育て支援活動を促進し、子育てグループの活動の支援、講座の開催、情報提供などを行う。 ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 ・子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。
11-05 支えが必要な子どもと家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持たない家庭のために就業と子育てを両立させていくための支援に努める。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていく。 ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努める。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	保育所の待機児童数（4月1日現在）	人	38	28	24
2	乳幼児健診の受診率（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）	%	99.0	97.5	96
3	子育てがしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	44.0	未把握	56.7
4	地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数	人	9,047	7,749	4,977
5	青少年の健全育成に関心をもっている市民の割合	%	75.0	未把握	69.8

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	52	53	53	
トータルコスト	千円	9,595,560	9,463,272	9,893,057	
事業費（内書き）	千円	8,548,869	8,328,843	8,763,917	
人件費（内書き）	千円	1,046,691	1,134,429	1,129,140	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の待機児童は、令和2年度中（令和3年度当初まで）に64名の定員拡大を行い、待機児童が15名となり、保育所の定員の空きは178名であった。 ・市立保育園の民間化については、しんかわ保育園において低年齢児から段階的に募集を停止することとした東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例に沿って、令和2年度中（令和3年度当初まで）に2歳児18名の募集を停止した。 ・学童保育所は、令和2年度末時点で待機児童が解消された。 ・学童保育事業においては、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題に、令和2年4月より、第六小学校区と第九小学校区の学童保育所において、民間活力を導入して対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園については、児童を取り巻く状況等を注視しつつ東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿って対応を進める。 ・学童保育事業について、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、保育の質を確保しながら特別教室等の借用による対応を検討する。 ・学童保育事業における、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題がある中、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画に沿って事業を実施していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、家庭環境の問題、保護者の精神疾患や虐待等でフォローが必要な家庭が増加している。 ・平成30年度から妊婦全数面接に向けて体制を構築したが、本庁舎での受付分については、心配がない等の理由から面談を希望しないケースも多く、全体の実施率が7割台に留まっている点は課題である。 ・乳幼児健診は96.0%と高い受診率に達したが、一定数未受診もある。未受診の背景に、転居を繰り返すなど虐待が心配されるケースもあり、子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携しながら未受診者フォローを継続していく必要がある。 ・育児不安の軽減や孤立化防止を目的に、妊娠・出産・子育て情報を携帯メールで配信する「子育て応援メール配信事業」は登録者数を増やす必要があり、前年度より50人程度増加した。 ・市の独自事業である2歳児歯科健診の効果により3歳児のうち蝕有病者率の低下が続いており、東京都平均に近づいている。 ・令和2年度から6か年の母子保健計画（第2次）を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画（第2次）に基づき、各種事業に取り組んでいく。産後ケア事業の実施を検討する。 ・オンライン面接を導入し、妊婦面接の実施率を高めていくことによって、妊娠期より支援が必要なハイリスク妊婦を把握し、早期から支援を開始する。 ・子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携し、乳幼児健診の未受診者フォローの充実に努める。 ・新生児訪問、乳幼児健診等で事後フォローが必要な母子やハイリスク家族、虐待等が増加しているため、子育て世代包括支援センターとして子ども家庭支援センターやわかかさ学園などの関係機関・関係部署と連携・協力して「切れ目のない支援」を実施していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育等の無償化により、主に3歳から5歳の保育所及び幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担が大きく軽減されている。 ・私立幼稚園及び認可外保育施設に通園する保護者の負担を軽減することを目的とし、各々の補助、貸付、助成事業を実施している。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当の受給者数は若干の減少傾向で推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育等の無償化による利用料等の無償化や給付により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当は、国の制度変化に着実に対応して支給を行う。

4 基本事業について (4~5)

4 基本事業について (4~5)	
	令和4年度に向けた方向性
4	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、一時預かり、病児保育等）を実施している。また、保育施設において園庭開放等の地域活動事業を行い、各家庭の子育てを支援する必要がある。 ・児童館に関しては、平成31年1月から、4児童館すべてが指定管理者制度を導入した。 ・児童の居場所づくり事業については、市内4箇所の既存の公共施設等を活用して、地域の子ども達に健全な遊びを提供してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止などの影響が生じている。 ・子ども家庭支援センターは、児童に関する養護・虐待・育成相談や情報提供などが多数あることから、迅速な対応が求められている。
5	<p>令和4年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業等は、地域のニーズを充足できるよう充実を図る。保育施設も地域活動事業により地域の子育て家庭を支援していく。 ・家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子育てを支える環境整備に努める。中学校地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援する。 ・子どもセンターひばり、けやき児童館、子どもセンターあおぞら及び中央児童館は、指定管理者制度を通じて適切な管理運営業務を実施していく。 ・児童の居場所づくり事業は、新型コロナウイルス感染症の情勢を見つつ、感染症対策を行いながら、引き続き既存の公共施設等を活用し、子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供していく。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待などに対して、迅速な対応などに努める。
	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行い、適切な相談機関へつなげる必要がある。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実する必要がある。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める必要がある。
	<p>令和4年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育ての悩みや不安について、個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行う。必要があれば、プライバシー等に配慮し、適切な相談機関へつなげていく。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実させていく。 ・教育訓練給付金事業などの実施について、関係機関と連携し家庭の状況に応じた就労支援を適切に行う。

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「子どもを安心して生み育てられる環境づくり」】

- ・保育園の保育需要は、保護者の就労状況などにより多様なニーズが発生する。これらの保育・子育て支援の需要に柔軟に対応できるよう、児童を取り巻く状況等を注視し、東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿って対応を進める。
- ・学童保育は、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は特別教室等を借用して対応することについて検討していく。
- ・学童保育事業における、安定的な事業の継続や、一定のニーズがある延長育成の実施といった課題がある中、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画に沿って事業を実施していく。
- ・子どもの居場所づくりを進めるため、児童館、学校、公園等の公共施設を活用し子供達が安全に過ごせる場所の確保を図る。
- ・親と子の健康の確保と増進を図るため、特に妊娠中や出産後の不安定期に適切な支援を行い、乳幼児期の健康や育児に関して保護者の不安を解消するとともに、子どもの健全な発達に向けて相談や指導、親同士の交流の機会などを充実させる。

6 令和4年度の施策の位置づけ
